

低価格受注問題に対する今後の対応について

低価格受注問題検討委員会(第2回)資料

低価格受注問題への対応

1. 発注者への対応

- ・公共発注者に予定価格等の事前公表の見直し、ダンピング対策の充実を要請
- ・元請業者に対する発注者の不当行為が明らかになった場合には、発注者に対して是正勧告や改善申し入れ等を実施

2. 下請取引に係る書面調査等の見直し

- ・下請取引に係る書面調査の見直しを検討
- ・立入検査項目の拡充
- ・是正勧告等の公表の検討
- ・是正勧告等を実施した業者に対するフォローアップ調査

3. 建設業法令遵守ガイドラインの拡充・改訂の検討

- ・低価格受注問題等に起因する下請業者へのしわ寄せを防止する観点から、建設業法令遵守ガイドラインに具体事例を追加することを検討
- ・特に、**工期**の面のしわ寄せについて追加を検討

4. 悪質な法令違反行為における公正取引委員会への措置請求等の検討

- ・「注文者による優越的地位の濫用」や「通常必要と認められる原価」等の内容を整理し、公正取引委員会への措置請求の実施を検討
- ・措置請求に至らないものについても建設業法に基づく監督処分等を検討

1. 発注者への対応

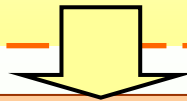
ヒアリング調査で明らかとなった発注者側の不当行為と思われる事例

発注者による近隣調整の遅れや工事施工前の事前調査の精度が低いため、当初工事契約の内容と大きく変わっているにもかかわらず、工期延期や数量変更による追加・変更契約を行ってくれない。【建設業法第19条第2項、第19条の3】

発注者の一方的な工事休止により、工期延期が認められたものの、工事休止期間に発生する必要経費(労務費etc.)を追加・変更契約において考慮してもらえない。

追加・変更契約の協議書を提出したものの、「議会案件により手続きが困難」等の理由により受理されず、その上、契約外の追加工事を無償で強いられた。【建設業法第19条第2項、第19条の3】

完了検査・成果物の引渡し後に、不当にやり直し工事を命じられ、無償でやり直し工事を実施した。【建設業法第19条第2項、第19条の3】



下請取引の適正化を促進させるため、発注者側に対しても建設業法令順守の理解と協力を要請。悪質な行為については、法律に基づく勧告や公取委への措置請求を検討

公共発注者への対応

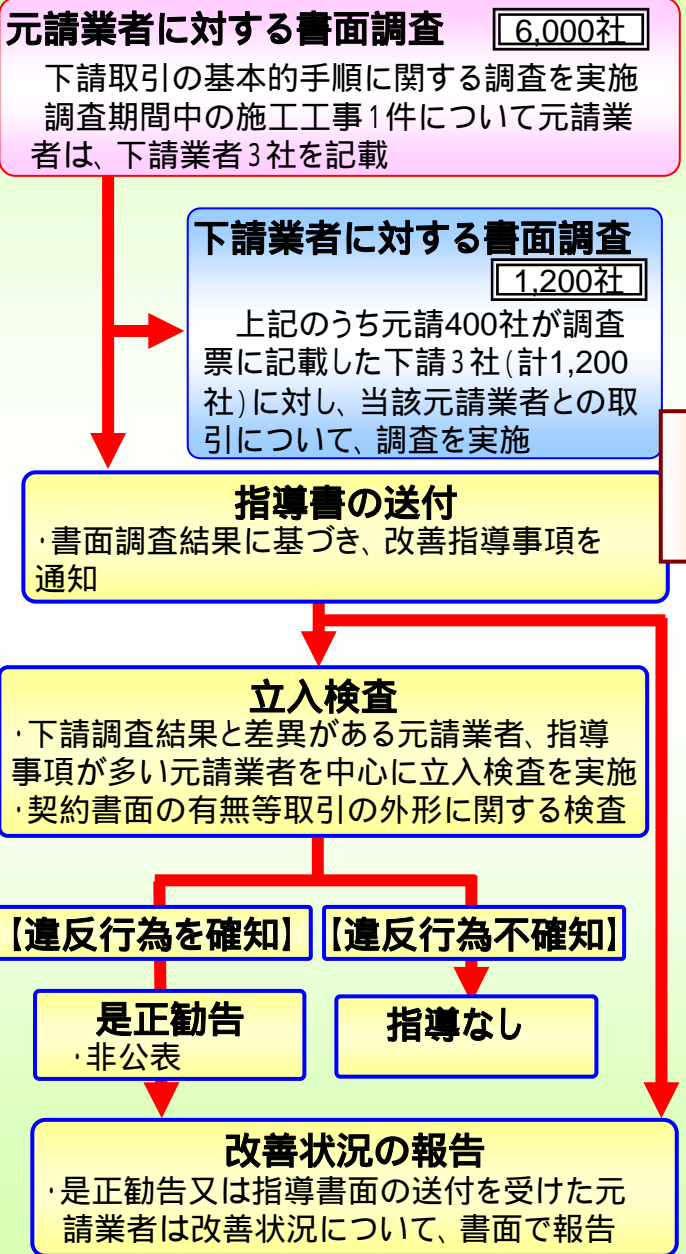
予定価格等の事前公表の見直し、ダンピング対策の充実を要請
建設業法第19条の5に基づく勧告の実施の検討

民間発注者への対応

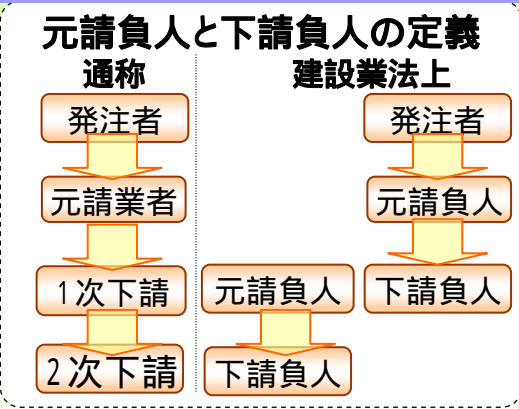
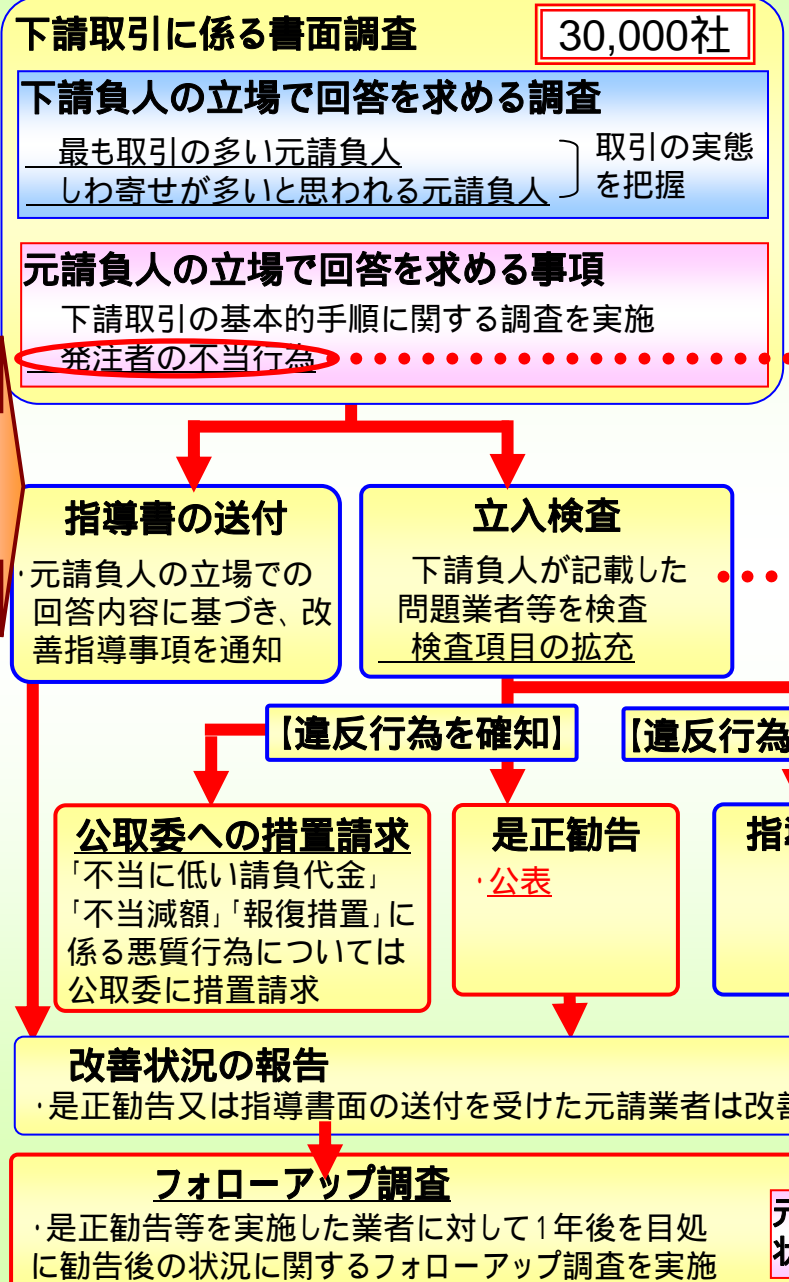
下請取引適正化に関する協力依頼を関連団体を通じて要請
独占禁止法に基づく公正取引委員会への申告を検討

2.1 下請取引に係る書面調査等の見直し概要

(現行の調査スキーム)



(調査スキームの改善案)



【発注者の不当行為を確認】
・法19条の3違反等

発注者への勧告等
・公共発注者には法19条の5による勧告
・民間発注者には改善申入れ等

元請負人に対する状況報告命令 (元請業者)

下請負人に対する書面調査 (下請業者)

2.2 下請取引に係る書面調査の見直しの概要

調査対象: 全国の建設業者30,000業者(従来調査の約4倍)

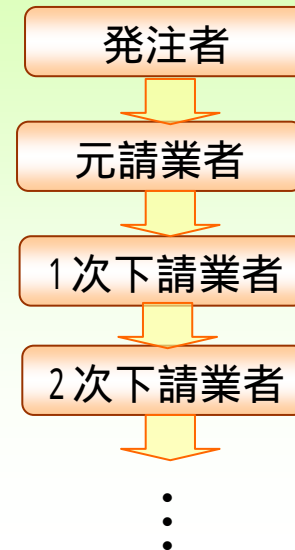
調査スキーム: 法令違反の端緒情報として、「下請負人の立場で回答を求める調査」を大幅に増加

従来のような反面調査と照合させる調査手法ではなく、**下請負人の立場で、不適正な取引を行っている元請負人の情報を記載させる調査**を実施。

従来調査の「元請業者と1次下請業者」間の取引状況のみならず、**1次下請業者と2次下請業者、2次下請業者と3次下請業者**というような下下間の取引状況も**把握**可能な調査を実施。

さらに、元請負人の立場で、**不当行為を行っている発注者の情報を記載させる調査**を実施。

従来調査の範囲



新調査の範囲

下請負人の立場で回答を求める調査

最も取引の多い元請負人、しわ寄せが多いと思われる元請負人を明記させ、この2業者に絞って調査を実施。

見積条件、契約締結、支払条件、完成検査・引渡し等下請取引における基本的事項について法令違反がないか調査を実施

併せて、**指値の有無や原価割れ受注の実態、不当な工期の設定、赤伝処理の状況等**について調査し、**発注者名、工事名等工事基本情報を記載**させる。

元請負人の立場で回答を求める調査

見積条件、契約締結、支払条件、完成検査・引渡し等下請取引における基本的事項について法令違反がないか調査を実施

発注者の不当行為を把握するための調査項目を新たに実施。発注者名、工事名等工事基本情報を記載させる。

2.3 立入検査項目の拡充

新たに拡充する検査項目

(1) 下請業者における原価割れ受注の発生の有無に関する検査

調査・回答で記載された元請業者の施工工事から、落札率等を参考として検査対象工事を選定し、当該工事の下請取引について検査

下請業者より、工事实行予算書、工事原価台帳等の工事予算関係書類を取り寄せ。

下請契約額が下請業者の工事支出額等を下回っているケースがあった場合には、元請業者による金額査定根拠の合理性、価格決定プロセス上の問題点等を追加調査。

(2) 下請業者の責によらない契約後のコスト増事項の有無に関する検査

調査・回答で明記された元請業者の施工工事から、落札率等を参考として検査対象工事を選定し、当該工事の下請取引について検査

検査対象工事の下請業者に対し、工事契約後のコスト増要因となる次の事項について、契約条件と実数の差異について、当該工事の状況を確認。

ア 施工数量(契約外の無償工事の施工を含む)

イ 工期

・着工遅延、工事の一時中断【待機費用等の発生】

・工期短縮【労働者の大量集中投入による費用増】

ウ 施工条件(昼夜作業の可否等、下請作業効率等に影響)

上記ケースに関し、元請業者に対し下請代金の増額変更の状況を確認。

(3) 下請代金の支払明細の内容等に関する検査

調査対象期間として定めた一定期間内に元請業者が行った全ての下請代金支払いについて検査

立替金との名目で根拠のない産廃処理費用等が相殺処理されているとの今回の調査結果を踏まえ、調査対象期間中における下請業者との入出金記録の精査を検査項目として追加。

相殺処理事項が合った場合は、下請負人に当該費用を負担させることの合理的根拠、負担額の合理的算出根拠、当該費用の下請負担に係る契約前事前説明の有無、契約書面への記載の有無について確認。

上記検査を実施するためには、こういった指標等に着目していけばいいか

2.4 違法行為への対応(是正勧告の公表、フォローアップ調査の検討)

(1) 是正勧告の公表

- ・下請不適正取引の抑止効果の観点から、下請不適正取引を行った建設業者に対して行う是正勧告(法第41条第1項)について、行為の悪質性等に応じて公表等を検討

(2) 是正勧告後のフォローアップ調査の実施の検討

- ・下請不適正取引の再発防止の観点から、是正勧告の1年後を目途に改善状況のフォローアップ調査の実施等を検討

「是正勧告後のフォローアップ調査」

是正勧告を受けた建設業者に対する状況報告命令



【是正勧告を受けた建設業者に対する状況報告命令】

- ・勧告後1年間の期間に係る社内調査結果等の報告
- ・上記期間中に取引した下請取引先の一覧 等



上記建設業者の下請取引先に対する書面調査



【下請取引先に対する書面調査】

- ・上記建設業者の是正勧告後の状況について、下請取引先に対してアンケート等を実施

3. 建設業法令遵守ガイドラインの拡充・改訂の検討 (法令違反となり得る行為の明確化)

今回の調査によって、指摘のあった法令違反となり得る行為事例(例)

元請負人の行為

低価格強制

・下請代金について、社会保険に加入していない事業者から提出された最も低い見積額と同額とするよう元請負人から強要される場合がある。このような価格水準では従業員への社会保険加入が維持できない。

工期

・元請負人の施工管理不備等による前工程の遅れを理由として突貫工事を強要され、臨時で職人を集める必要から仕方なく高い労賃で職人を集め、施工を行ったが、突貫工事に係る費用増については下請負担にされた。

「工期のしわ寄せ」を「コスト」に換算する手法についても検討できないか

発注者・元請負人の行為

契約変更

・工事受注後、現場状況により当初条件と異なる施工を余儀なくされ、施工費用増となったが、発注者(又は元請負人)が契約変更に応じなかったため、当該費用増については、請負人(又は下請負人)が負担せざるを得なかった。

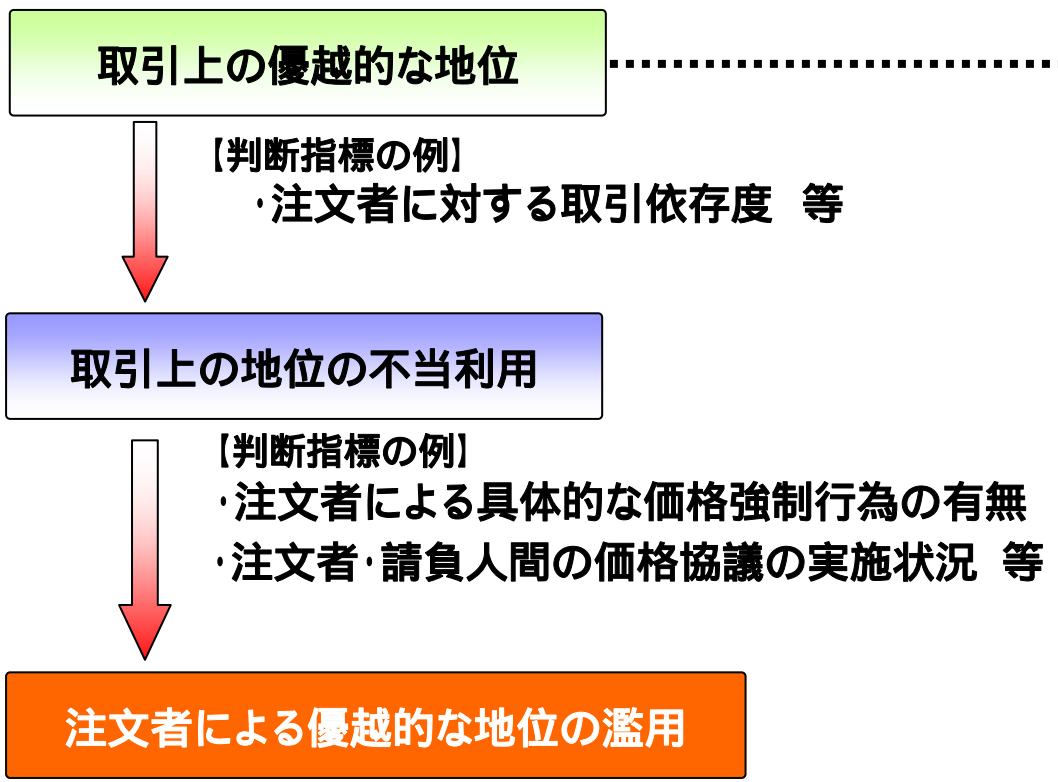
・発注者や元請負人の左記行為により、工事が原価割れとなった場合には、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)上問題となるおそれがある。

法令違反行為の未然防止の観点から、今回の調査で指摘のあった事例について整理し、法令違反となり得る行為事例等については建設業法令遵守ガイドラインに追加すること等を検討

整理事項 注文者による優越的地位の濫用(法第19条の3等)

・法執行のためには、注文者による優越的地位の濫用の有無を行政庁が確認するための具体的な判断指標の整理が必要

「注文者による優越的地位の濫用」の構成要件と判断指標



工事受注後の施工内容・施工条件の変更に係る価格交渉については、

- ・請負人は既に工事に着手しており、逃げられない状況

↓

- ・注文者・請負人間の取引依存度等の状況によらず、注文者側の意向が極めて強く反映

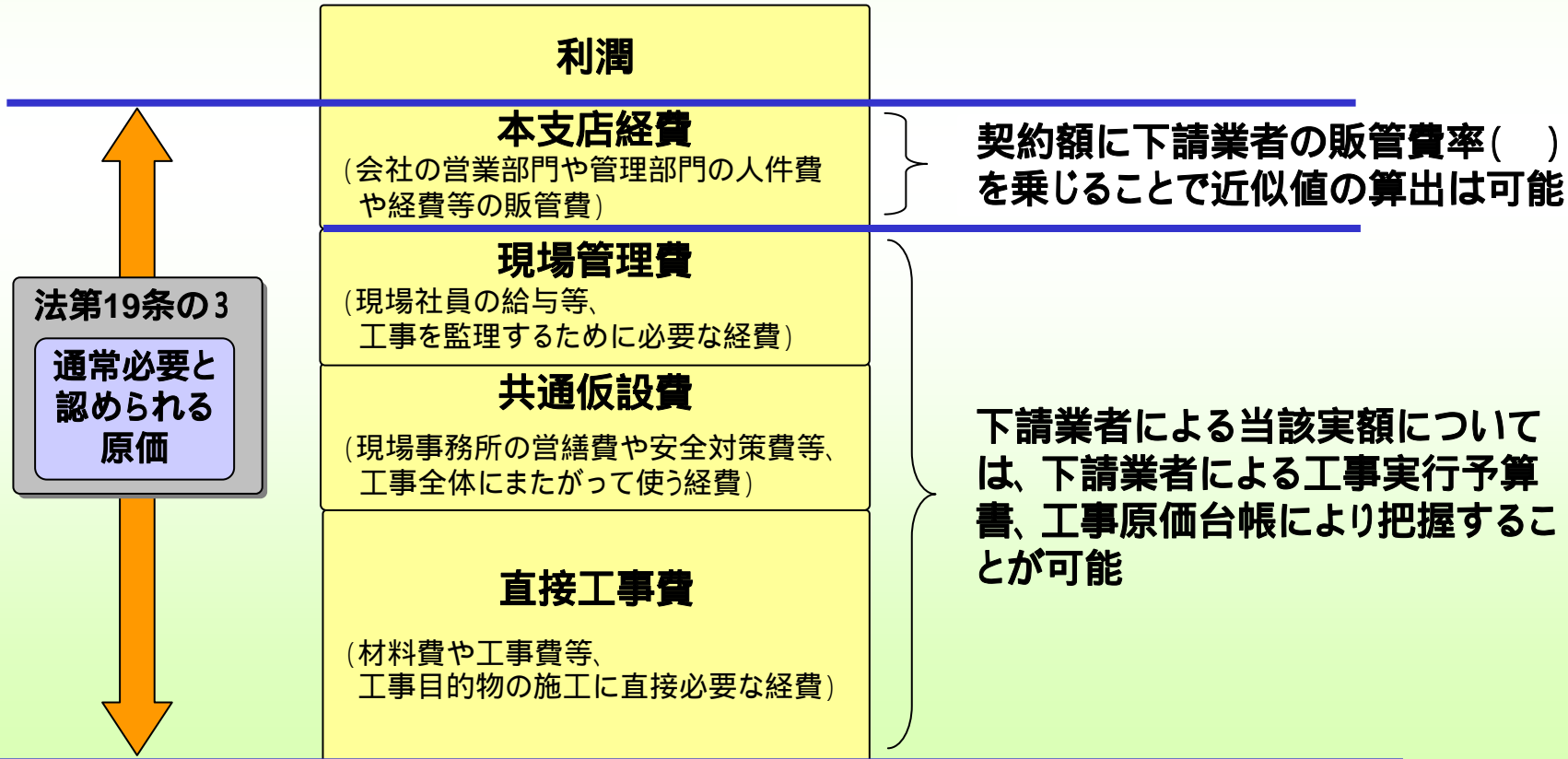
↓

といった状況を考慮し、取引依存度等の関係によらず、この場合の注文者は、取引上の優越的な地位にあるものと一律に取り扱うことはできないか。

整理事項 通常必要と認められる原価 (法第19条の3)

- ・建設業法にいう「通常必要と認められる原価」については、工事施工地域の標準的な価格
- ・しかし、一品受注産業である建設業においては類似工事の取引価格事例の収集が困難
- ・そのため、法執行のためには、下請業者の工事予算等により「通常必要と認められる原価」を算定する手法の確立が必要

(工事価格の構成要素等:建設会社の工事予算等をイメージしたもの)



販管費率: 販管費 / 売上高。当該企業の決算書により算出することが可能。